

注意文言等の広告表示に関するマニュアル

規準 4.（3）c.の規定に基づく広告表示については、以下により、消費者が十分識別できる大きさ、コントラストで読みやすく明瞭に表示するものとし、次のとおり定める。

1. 規準 4.（3）c.①の規定に基づく広告表示

(1) 表示文言

a. 以下の①、②、③の文言を表示する。

① 「喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性や肺気腫を悪化させる危険性を高めます。」

② 「未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。」

③ 以下に掲げる文言の一つ

「妊娠中の喫煙は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。」

「たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。」

「人により程度は異なりますが、ニコチンにより喫煙への依存が生じます。」

b. ただし、かみたばこ、かぎたばこ、及び製造たばこ代用品については、以下のとおりとする。

i. かみたばこ、かぎたばこ

以下の①、②、③の文言を表示する。

ただし、かぎたばこの場合、「かみ」を「かぎ」に替える。

① 「かみたばこの使用は、あなたにとって口腔がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性を高めます。」

② 「未成年者の使用は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して使用してはいけません。」

③ 以下に掲げる文言の一つ

「妊娠中のたばこの使用は、胎児の発育障害や早産の原因の一つとなります。」

「人により程度は異なりますが、ニコチンによりたばこの使用への依存が生じます。」

ii. 製造たばこ代用品

以下の①、②の文言を表示する。

① 「たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。」

② 「未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。」

- c. 販売店が所有するテントなど長期固定の店舗設備としての機能を有する物品に広告を掲載する場合は、以下の文言を表示する。

「喫煙は、健康に悪影響を及ぼし、たばこへの依存を生じさせます。未成年者は、周りの人から勧められても決してたばこを吸ってはいけません。」

上記の文言については、平成16年（2004年）10月1日以降、製品広告を新規に実施し、又は既存の製品広告を更新もしくは交換する場合に表示することとし、平成19年（2007年）4月1日以降は必ず表示する。

(2) 表示方法

- a. 新聞、雑誌、ポスター、パンフレット、リーフレット等印刷による広告

- ① 広告の合計掲出面積の15%に相当する面積を持つ帯状の白地部分を設けて表示スペースとし、太明朝体又は中ゴシック体のスミ文字を用いて表示する。ただし、仮に白地にスミ文字を用いることで視認性が損なわれる場合には、読み易さを確保するために、黒地に白文字を用いることができる。
- ② 表示スペースには、上記1.（1）に示された文言以外を表示しないこととする。
- ③ 上記1.（1）a.③及び1.（1）b. i ③に該当する文言は、年間を通じておおむね均等になるように選択し表示する。
- ④ 変形の広告等で、合計掲出面積の15%を表示スペースとすることが困難な場合は、15%以上とすることができる。
- ⑤ パンフレット、リーフレット等で冊子状の印刷物を作成する場合には、外表紙又は主たる広告の掲載ページのいずれか1カ所にのみ、その面積の15%を表示スペースとして表示を行うことができる。
- ⑥ 表示例

別紙1のとおりとする。

- b. 映像による広告

- i. 動画の場合

- ① 上記1.（1）の文言を単独で1画面に表示する。
- ② 露出秒数は3秒以上とする。ただし、広告が15秒以内の場合は2秒とできる。

- ii. 静止画の場合

上記1.（2）a.に準ずる。

2. 規準4.（3）c.②の規定に基づく広告表示

- (1) 表示文言

法令で定める方法により測定したたばこ煙中に含まれるT/N量

- (2) 表示方法

- ① 表示例

別紙1のとおりとする。

3. 規準4. (3) c. ③の規定に基づく広告表示

(1) 表示文言

法令等により消費者に誤解を生じさせるおそれのあるとされる文言を広告に記載する場合は、以下の文言を例として表示する。

「本広告に記載されている製品名の「○○、…」並びに本製品の性質・状態及び煙中の成分の量を表す「●●、…」の表現は、本製品の健康に及ぼす悪影響が他製品と比べて小さいことを意味するものではありません。」

(2) 表示方法

① 表示例

別紙1のとおりとする。

4. 規準4. (3) c. の規定に関する表示

① 以下のものについては、上記1. (1) a. 又はc.、及び上記3. (1) (必要とされる場合)の文言が、周囲に表示されていること。

- ・ 広告の表示面積が250cm²未満の店頭物品
- ・ 広告の表示面積が25cm²未満の販売促進物品

周囲に表示されていない場合には、上記1. (1) a. の①及び②、並びに上記3. (1) (必要とされる場合)を付すこと。ただし、かみたばこ、かぎたばこ、及び製造たばこ代用品については「上記1. (1) a.」を「上記1. (1) b. の i 又は ii」に読み替える。

② 上記1. (1) c. の文言を表示する広告において、上記3. (1) (必要とされる場合)の文言が当該テント等の周囲に表示されている場合は、当該広告への上記3. (1)の文言表示を不要とする。

以上

*T/N量、及び、消費者に誤解を生じさせないために必要とされる文言は、
広告内（注意文言表示スペース以外）に明瞭に読みやすく表示する。

喫煙は、あなたにとって肺がんの原因の一つとなり、心筋梗塞・脳卒中の危険性や肺気腫を悪化させる危険性を高めます。

未成年者の喫煙は、健康に対する悪影響やたばこへの依存をより強めます。周りの人から勧められても決して吸ってはいけません。

たばこの煙は、あなたの周りの人、特に乳幼児、子供、お年寄りなどの健康に悪影響を及ぼします。喫煙の際には、周りの人の迷惑にならないように注意しましょう。